

志木市立秋ヶ瀬運動場施設
志木市武道館及び夜間照明施設
指定管理者募集要項

令和 8 年 1 0 月
志木市教育委員会

*** 目 次 ***

1	指定管理者の募集について	1
2	施設の概要	1
	(1) 名称	1
	(2) 所在地	1
	(3) 設置目的	1
	(4) 運動場施設概要等	1
	(5) 施設の利用状況	2
	(6) 管理運営体制	2
3	管理運営方針	2
4	管理の基準	3
	(1) 関係法令の遵守	3
	(2) 個人情報の保護	3
	(3) 情報公開	3
	(4) 環境への配慮	3
5	管理に当たっての条件	3
	(1) 指定管理者が行う業務の内容	3
	(2) 管理に要する経費	3
	(3) 指定管理料	4
	(4) 指定予定期間	4
	(5) 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項	4
	(6) 一括再委託等の禁止	4
6	申請の手続き	5
	(1) 申請者の備えるべき資格	5
	(2) 提出書類	5
	(3) 提出部数	7
	(4) 提出方法及び提出場所	7
	(5) 受付期間	7
	(6) 質問事項の受付	7
	(7) 現地説明会の実施	8
	(8) 著作権の帰属等	8
	(9) 申請の辞退	8
	(10) その他	8

7	指定管理者の指定等	8
(1)	指定管理者候補者の選定	8
(2)	選定に当たっての審査基準	8
(3)	選定に当たっての審査方法	9
(4)	指定管理者の指定	9
(5)	審査結果の公表	9
8	指定管理者指定後の手続き	9
(1)	協定の締結	9
(2)	引継ぎ、準備行為の実施	9
(3)	その他	9
9	スケジュール	10
10	問い合わせ先	10

【関係資料】

資料1-1	「秋ヶ瀬総合運動場及び秋ヶ瀬運動場公園図」	11
資料1-2	「秋ヶ瀬スポーツ・コミュニティセンター平面図」	12
資料1-3	「志木市武道館平面図」	13
資料1-4	「夜間照明施設平面図」	14
資料2-1	「志木市立秋ヶ瀬運動場施設管理運営実績」	15
資料2-2	「志木市武道館及び夜間照明施設管理運営実績」	16
資料3	「志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設管理運営体制」	17
資料4-1	「指定管理業務仕様書」	18
資料4-2	「過去3か年の主な施設利用状況」	37
資料4-3	「過去3か年の主な施設利用料内訳」	38
資料5	「志木市立秋ヶ瀬運動場施設利用料金」	39

【様式関係】

様式1	「志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設指定管理者指定申請書」	41
別紙様式	「指定管理者の指定に係るグループによる申請書」	42
(申請書添付)	指定管理者指定申請書提出書類等一覧	43
様式2	「誓約書」	44
様式3	「志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設管理運営に係る事業計画書」	45
様式4	「志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設指定管理者募集要項の内容等に関する質問書」	46

1 指定管理者の募集について

志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に基づく公の施設であり、同法の一部改正（平成15年9月2日施行）により創設された指定管理者制度を導入しております。

令和9年8月末で現在の指定管理者の指定期間が終了することから、同法第244条の2第3項及び志木市立秋ヶ瀬運動場施設条例（平成4年志木市条例第11号。以下「条例」という。）第13条の規定、志木市武道館条例（平成4年志木市条例第9号。以下「武道館条例」という。）第13条及び志木市夜間照明施設設置条例（昭和63年志木市条例第9号。以下「夜間照明条例」という。）第13条に基づき、今回、令和9年9月からの指定管理者の募集を行うものです。

管理運営に指定管理者制度を引き続き導入することにより、民間団体を含めた多様な団体の活力や柔軟な発想を生かし、利用者本位の柔軟なサービスを提供し、効率的な運営の推進を図りたいと考えております。

2 施設の概要

（1） 名称

- ①志木市立秋ヶ瀬運動場施設
- ②志木市武道館
- ③夜間照明施設
 - ア 志木市立宗岡第四小学校校庭夜間照明施設
 - イ 志木市立宗岡中学校校庭夜間照明施設
 - ウ 志木市立宗岡中学校テニスコート夜間照明施設

（2） 所在地

- ①志木市上宗岡4丁目25番46号
志木市大字宗岡字丸野地区、野垂地区 他
- ②志木市柏町3丁目6番19号
- ③志木市上宗岡1丁目1番2号及び志木市上宗岡1丁目8番1号

（3） 設置目的

市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため、設置した。

（4） 運動場施設等概要

- ①秋ヶ瀬スポーツ・コミュニティセンター（資料1－2）

開 設：令和9年9月（予定）
構 造：鉄筋コンクリート造3階建て
敷地面積：916.470㎡
建築面積：423.21㎡
延床面積：959.43㎡

②秋ヶ瀬総合運動場（資料１－１）

敷地面積：20,247㎡

③秋ヶ瀬運動公園（資料１－１）

敷地面積：156,391㎡

④志木市武道館（資料１－３）

開設：昭和45年5月22日

構造：鉄骨造平屋建て

敷地面積：743.83㎡

建築面積：214.3㎡

延床面積：209.96㎡

⑤夜間照明施設（資料１－４）

志木市立宗岡第四小学校

設置：昭和63年8月31日

照明設備：校庭（4基、31灯）

志木市立宗岡中学校

設置：平成23年8月1日

照明設備：校庭（5基1組、24灯）／テニスコート（1基1組、8灯）

（５）施設の利用状況

（資料２－１：志木市立秋ヶ瀬運動場施設管理運営実績）

（資料２－２：志木市武道館及び夜間照明施設管理運営実績）

（６）管理運営体制

（資料３：志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設管理運営体制）

３ 管理運営方針

指定管理者は、次に掲げる項目を遵守し、志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設の管理運営を行うこととする。

- （１）志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設の設置目的に基づき、管理運営を行うこと
- （２）法令を遵守して適正な管理運営を行うこと
- （３）効果的かつ効率的な管理運営を行い、経費の縮減に努めること
- （４）地域住民や利用者の意見・要望を管理運営に反映させること
- （５）災害時には、地域の避難所としての役割を果たすこと
- （６）利用者が快適に利用できるように各種設備の適切な保守点検を行い、適正な維持管理に努めること
- （７）地域の住民、自治組織、NPO、その他事業所等と良好な関係を維持すること

4 管理の基準

(1) 関係法令の遵守

志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設の管理業務を行うにあたって、関係法令等の内容を理解の上、遵守すること

(2) 個人情報の保護

志木市個人情報保護条例（平成16年志木市条例16号）を遵守し、個人情報を適正に取り扱うよう十分に注意を払うこと。なお、個人情報の適正な取り扱いの具体的な内容については、別途、協定書で定めるものとする。また、情報セキュリティ対策についても、志木市情報セキュリティポリシーに準じた措置を講ずるよう努めることとする。

(3) 情報公開

指定管理者が指定された公の施設の管理にあたり、保有する文書等は、志木市情報公開条例（平成16年志木市条例第15号）第26条の規定に基づき、市教育委員会の情報公開に係わる施策に準じた措置を講ずるよう努めることとする。

(4) 環境への配慮

指定管理者は、電気、ガス等のエネルギー使用量の削減、環境に配慮した商品等の購入（グリーン購入）の推進、資源の有効活用やリサイクルの推進による廃棄物の排出抑制、廃棄物の適正処理など、環境に配慮した取組を推進することとする。

5 管理に当たっての条件

(1) 指定管理者が行う業務の内容

指定管理者に代行させる業務（以下「指定管理業務」という。）の範囲は、次に掲げる業務とし、使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可等、法令により地方公共団体の長のみが行うことのできる権限を除く。

※詳細については、資料4-1：指定管理業務仕様書のとおりとする。

- ①施設の利用に関する業務
- ②施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務
- ③利用料金の収受に関する業務
- ④施設の設置目的のために必要な業務
- ⑤指定期間終了にあたっての引継ぎ業務
- ⑥その他業務

(2) 管理に要する経費（資料2-1：志木市立秋ヶ瀬運動場施設管理運営実績、資料2-2：志木市武道館及び夜間照明施設運営実績）

- ① 指定管理料に含まれるもの
 - (ア) 人件費
 - (イ) 管理費（保守管理費、消耗品費、修繕費、光熱水費等）
 - (ウ) 事業費
- ② 秋ヶ瀬スポーツ・コミュニティセンター分の光熱水費について

秋ヶ瀬スポーツ・コミュニティセンターは、リニューアルオープン後の施設であり、光熱水費の実績がない。このため、収支計画では、400万円／年（税込み）と想定し積算すること。令和9年度から令和11年度は実績による精算項目とする。なお、12年度以降については、年度協定において定める。

（３）指定管理料

- （ア）指定管理料の額は応募者の提案事項とする。また、実際に利用料金等収入が提案された収支計画の利用料金等収入を上回った場合は、上回った額の一部を市に納付する仕組み（何％納付できるか）も提案事項に含むことができる。
- （イ）原則として、利用者が支払う利用料金、自主事業収入等は全額指定管理者の収入とする。
- （ウ）指定管理料は、指定期間中毎年度、市教育委員会と指定管理者が協議して定め、予算の範囲内で支払うこととする。
- （エ）事業計画書における収支計画算定に用いる消費税及び地方消費税率は、100分の10として算定すること。

（４）指定予定期間

令和9年9月1日から令和14年3月31日まで

（武道館については、令和9年9月1日から令和13年3月31日までとする。）

（５）指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- ① 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに市教育委員会に報告しなければならない。
- ② 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者による適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合には、市教育委員会は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができるものとする。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときには、市教育委員会は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。
- ③ 指定管理者が市教育委員会の指示に従わないときや指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど指定管理業務の継続が困難と認められる場合には、市教育委員会は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。
- ④ ②又は③により指定管理者の指定を取り消され、市教育委員会に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定を取り消された指定管理者は、市教育委員会に生じた損害について賠償の責めを負うものとする。
- ⑤ 市教育委員会又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合には、市教育委員会と指定管理者は、指定管理業務継続の可否について協議することとする。

（６）一括再委託等の禁止

指定管理業務の実施にあたり、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることは認められない。ただし、あらかじめ市教育委員会の承認を受けた場合には、業務の一部を

第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

6 申請の手続き

(1) 申請者の備えるべき資格

指定期間中、安定的に当該施設を管理運営する能力を有し、かつ当該施設の機能を効果的・効率的に達成することのできる法人その他の団体（以下「団体等」という。）とする。ただし、団体等であっても、次のいずれかに該当する場合は申請を行うことができない。また、グループで応募する場合の代表団体及び構成団体になることもできない。

- ① 志木市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている団体
- ② 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている団体等
- ③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及びそれらの利益となる活動を行う団体等（以下「暴力団等」という。）
- ④ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体等
- ⑤ 団体等の代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である団体等
- ⑥ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税、地方消費税又は市町村税を滞納している団体等

※ 1 申請書には、上記①～⑥に該当しない旨の誓約書(様式2)を添付することとする。

※ 2 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、グループの名称及び代表者を定めて、「グループの協定書又はこれに準ずる書類」（任意様式）を提出すること。なお、当該グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。また、構成員のいずれかが、上記のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。

(2) 提出書類

提出書類は、A4縦型ファイル（左2点綴じ）に綴じ込み、目次、頁数及び項目ごとにインデックスを付けること。

- ① 志木市秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設指定管理者指定申請書(様式1)（グループ申請の場合は別紙様式）
- ② 団体等の定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ③ 団体等の決算関係書類（過去3か年度の損益計算書、事業報告書、資金収支計算書、賃借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類）
- ④ 団体等の予算関係書類（過去1か年度の事業計画書、資金収支計算書、又はこれらに準ずる書類）

- ⑤ 団体等の就業規則（３６協定等含む、その他団体等の諸規定類）
- ⑥ 団体等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（社会保険の算定基礎届及び適用通知書の写し、労働保険の労働保険概算・確定保険料申告書及び成立届の写し）
- ⑦ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体等の概要がわかるもの
- ⑧ 法人にあっては、過去２年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、法人市町村民税、固定資産税及び消費税（地方消費税を含む）の納税証明書、法人以外の団体にあっては、代表者の申告所得税及び消費税（地方消費税を含む）の納税証明書並びに市町村民税に滞納がないことを証明する書類
- ⑨ 誓約書（様式２）
- ⑩ 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- ⑪ 類似施設における業務実績を記載した書類
- ⑫ 志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設の管理運営に係る事業計画書（様式３）
 - （ア）管理運営方針
施設を管理運営するにあたっての心構え、基本方針、コンセプトを記述すること
 - （イ）管理運営体制
人員配置、従業員の研修計画の考え方について提案すること。また、業務の一部を委託する場合については、委託する業務内容を記述すること
 - （ウ）平等な利用の確保
予約受付、利用案内、広報など利用者の平等な利用の確保について提案すること
 - （エ）利用者のトラブルの未然防止と対処方法
利用者からの苦情や不満、トラブルに対する具体的な解決方法や体制について提案すること
 - （オ）施設設備の維持管理計画
施設及び物品の管理方法や管理計画、警備や清掃、保守点検等について提案すること
 - （カ）利用料金の設定方針
料金設定の基本的な考え方と実費徴収金の納付方法などを提案すること
※利用料金は条例に定める範囲内であらかじめ市の承認を得て指定管理者が設定することとなる。
 - （キ）緊急時対策
防災、防犯、その他緊急時の対応や防災訓練など基本的な対策について提案すること
 - （ク）利用促進計画（利用者数及び利用率の目標設定を含む。）
施設の設置目的等を踏まえた利用促進計画を提案すること
 - （ケ）収支計画

年度毎の利用料金収入の予測及び管理運営経費の収支計画を作成すること

(コ) 主催事業等計画

施設の設置目的等に沿った自主事業等についての計画を提案すること

(サ) 個人情報保護の方針及び保護措置

管理運営していく過程で取得した個人情報の保護や適切な管理体制に関する方針について提案すること

(シ) モニタリング計画

管理運営業務に対する利用者の意見や要望を業務に反映させるためのモニタリング計画を提案すること

(ス) 環境方針（環境への配慮）

電気、ガス等のエネルギー使用量の削減、環境に配慮した商品等の購入（グリーン購入）の推進など、環境に配慮した取組について提案すること

(3) 提出部数

電子データ及び正本1部、副本（審査事務用）15部を提出すること（グループによる申請の場合は、(2)の②から⑨までについて構成員ごとに提出すること）。ただし、①、②及び⑦については、正本1部のみを提出すること。用紙サイズは原則としてA4サイズとし、正本・副本とも二穴綴じファイル（ホチキス綴じ不可）とする。

(4) 提出方法及び提出場所

申請書類の提出は、持参又は郵送とする。

〈提出先〉〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1-1-1

志木市教育委員会 教育政策部 生涯学習課

電話048-473-1183

(5) 受付期間

持参の場合は、令和8年11月9日（月）から11月24日（火）までの午前9時から午後4時30分まで（土曜日、日曜日及び祝休日を除く）。また、郵送の場合は、原則として書留とし、11月24日（火）午後4時30分必着とする。

(6) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ① 受付期間 令和8年10月22日（木）から10月29日（木）正午まで
- ② 受付方法 募集要項の内容等に関する質問書（様式4）に質問内容を簡潔にまとめて記入し電子メール又はFAXで提出するとともに、送受信漏れを防ぐため電話連絡すること。

メールアドレス：syogai@city.shiki.lg.jp

FAX：048-474-4462

TEL：048-473-1183

- ③ 回答方法 質問及び回答は、公平性を期すため令和8年11月6日（金）に市ホームページにて公表する（質問者名は表示しない）。

(7) 現地説明会の実施

現地説明会を次のとおり開催する。参加希望者は開催日の前日正午までに参加希望人数を生涯学習課に電子メール又はFAXで連絡すること。

- ① 開催日時 令和8年10月21日（水）午後1時開始
- ② 集合場所 秋ヶ瀬総合運動場

(8) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、教育委員会は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとする。なお、提出された書類は理由の如何に関わらず返却しないこととする。

(9) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合には、書面により申し出ることとする。

(10) その他

申請については、一申請者につき一提案に限る。複数の提案はできないこととする。
また、申請書類の提出後は、その内容を変更することはできないこととする。

7 指定管理者の指定等

(1) 指定管理者候補者の選定

指定管理者候補者の選定に当たっては、申請書類の審査（第一次審査）及びプレゼンテーション（第二次審査）を行い、(2)の「選定に当たっての審査基準」に最も適合する申請者を、指定管理者の候補者として選定する。

(2) 選定に当たっての審査基準

- ① 利用者の平等利用が確保されているか。
 - (ア) 施設の設置目的を理解しているか
 - (イ) 一部の利用者に対する不当な利用制限はないか
 - (ウ) 利用者からの要望に対し、柔軟に対応できる体制となっているか
 - (エ) 利用受付の方法は適切か
- ② 事業計画の内容が公の施設の効用を最大限発揮するものであるか。
 - (ア) 施設の利用を促進させる方策がとられているか
 - (イ) 地域、関係機関、ボランティア等との連携に配慮しているか
 - (ウ) 自主事業の提案は、施設の設置目的に適したものであるか
 - (エ) サービス向上のための取組内容は、適切か
 - (オ) 施設の維持管理、安全管理は適切か
 - (カ) 環境の保護に配慮しているか
 - (キ) モニタリング制度に関する考え方は適切か
- ③ 事業計画の内容が公の施設の管理に係わる経費の縮減が図られているか。
 - (ア) 事業所の創意工夫により、管理経費の縮減が図られているか
 - (イ) 経費の縮減が利用サービスの低下を招いていないか

- (ウ) 利用者数や稼働率に見合った収入を計上し、委託料に反映しているか
- ④ 事業計画に沿った管理を安定して行う人的能力を有しているか。
 - (ア) 従業員の体制は適正か
 - (イ) 従業員の指導育成、研修体制は適正か
 - (ウ) 就業規則（３６協定等を含む）は適正か
 - (エ) 災害時緊急時に対応できる体制であるか
 - (オ) 個人情報保護の体制とそのチェックは適当か

- ⑤ 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力を有しているか。
 - (ア) 収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか
 - (イ) 団体の財務状況は健全か
 - (ウ) 類似施設を良好に管理した実績はあるか

(３) 選定に当たっての審査方法

「志木市公の施設の指定管理者候補者選定委員会」（以下「委員会」という。）が「志木市公の施設の指定管理者候補者選定審査基準」に基づき審査する。なお、委員会の会議は非公開とし、委員会による審査結果については、文書により通知する。

(４) 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、市議会の議決を経た後、市教育委員会が文書で告示する。

(５) 審査結果の公表

選定結果の概要については、指定管理者の指定告示後に市ホームページで公表する。

８ 指定管理者指定後の手続き

(１) 協定の締結

業務内容に関する細目的事項、指定管理に係わる委託料に関する事項、管理の基準に関する細目的事項等について、市教育委員会と指定管理者との間で協議の上、協定を締結するものとする。

(２) 引継ぎ、準備行為の実施

指定管理者の指定後、指定管理者は市教育委員会と協議し、指定期間の始期から円滑に指定管理業務が実施できるよう、市教育委員会からの引き継ぎ、必要な準備行為を行うものとする。なお、引き継ぎ及び準備行為に要する経費は、それぞれの負担とする。

(３) その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

- ① 「６ 申請の手続き（１）申請者の備えるべき資格」に掲げる各号のいずれかに該当することになったとき
- ② 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められたとき
- ③ その他著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認

められるとき

9 スケジュール

令和8年10月13日～	募集要項の配布
令和8年10月21日	現地説明会
令和8年10月22日～ 令和8年10月29日正午	質問事項の受付期間
令和8年11月6日	質問事項への回答
令和8年11月9日～ 令和8年11月24日	申請書等の受付期間
令和8年12月中旬～ 令和9年1月中旬	委員会による審査
令和9年1月下旬	審査結果通知（指定管理者候補者の選定）
令和9年3月	指定管理者の議決（市議会3月定例会） 指定管理者の指定（告示） 協定の締結

10 問い合わせ先

志木市教育委員会 教育政策部 生涯学習課

住 所：〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1-1-1

電 話：048-473-1183

FAX：048-474-4462

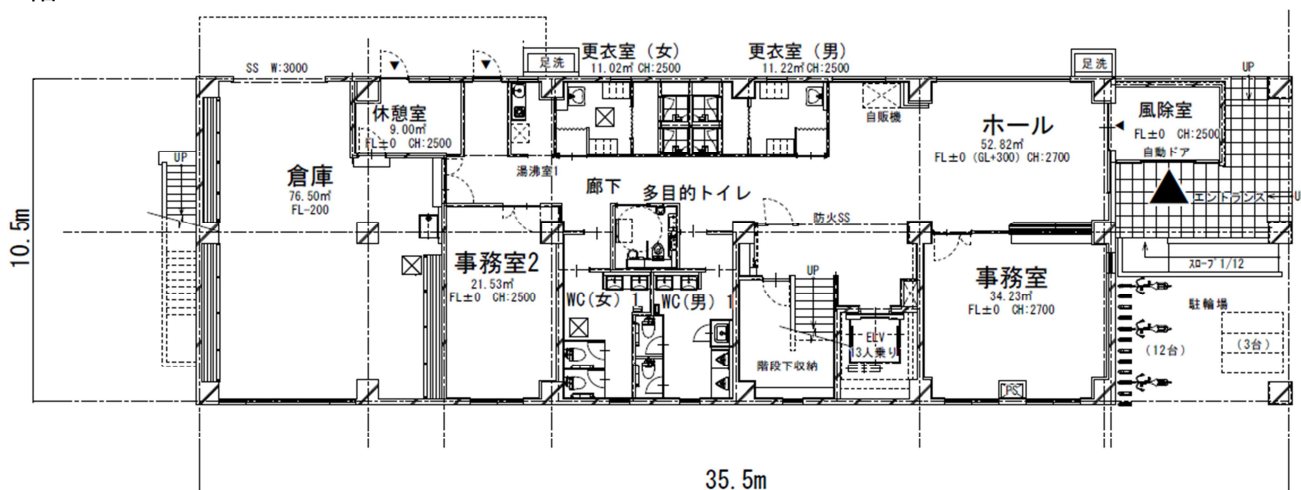
Eメール：syogai@city.shiki.lg.jp



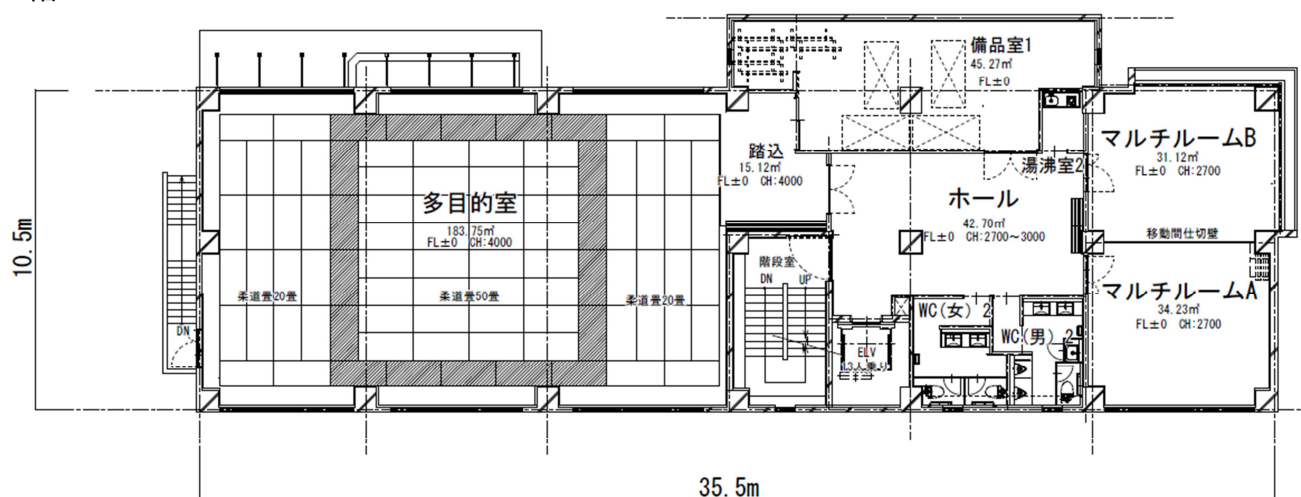
【資料 1 - 2】

秋ヶ瀬スポーツ・コミュニティセンター平面図

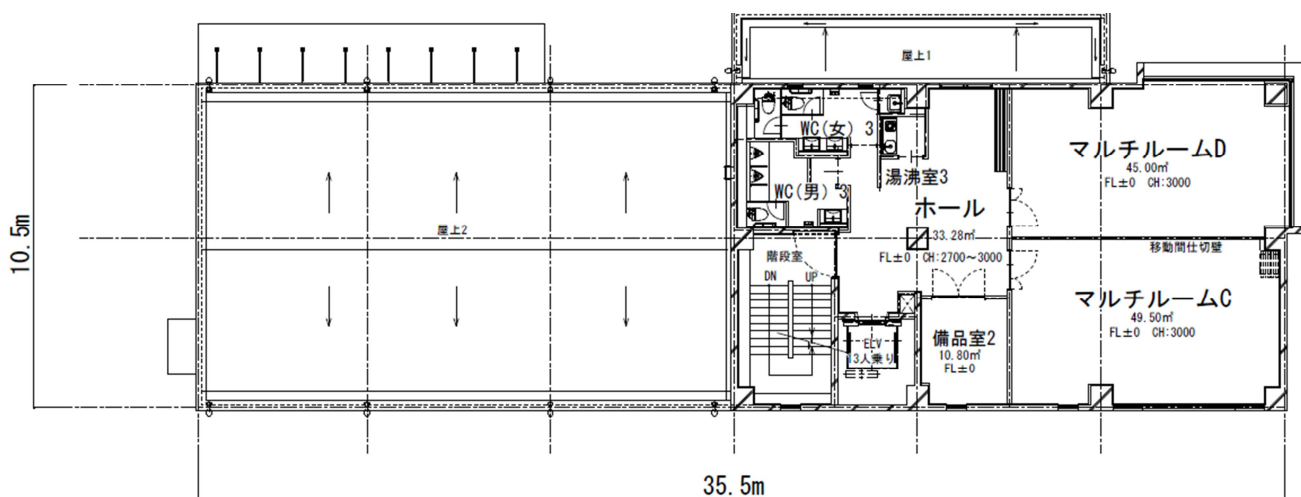
1 階



2 階

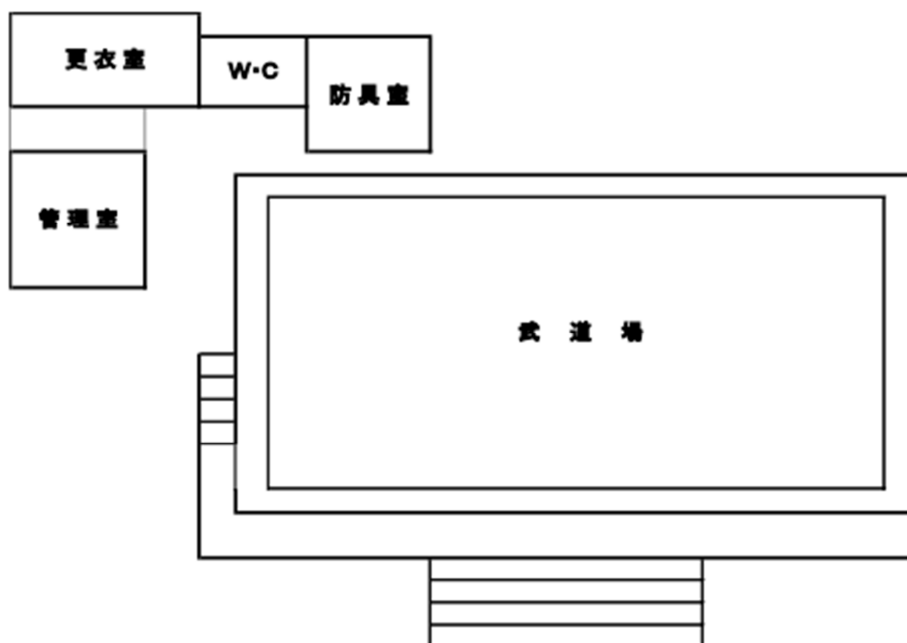


3 階



【資料 1－3】

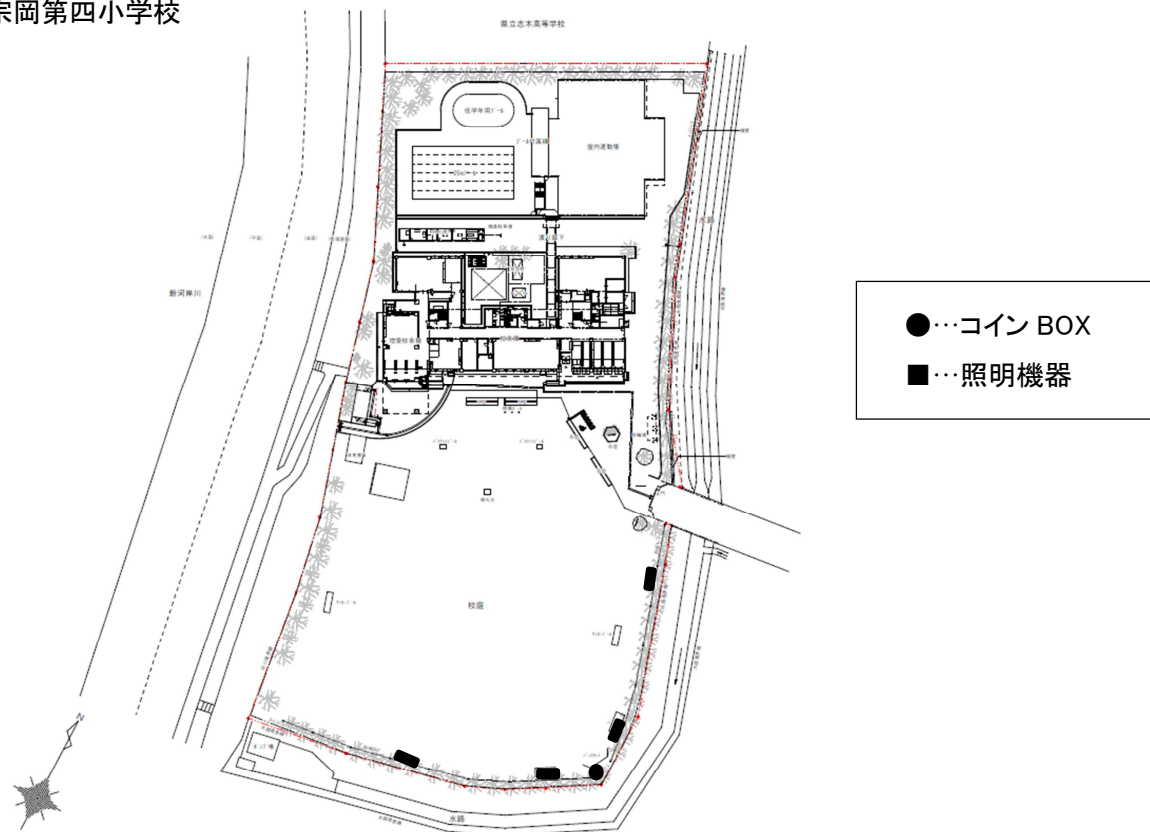
志木市武道館平面図



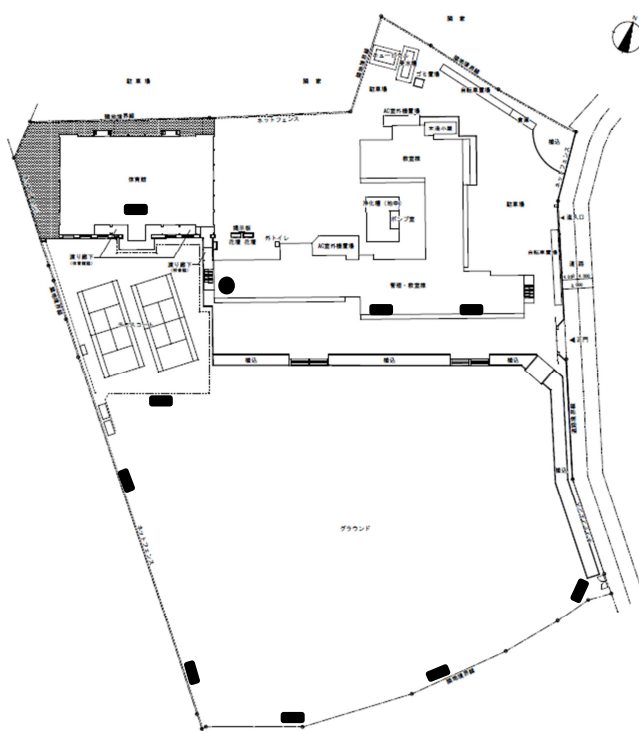
【資料 1－4】

夜間照明施設平面図

○宗岡第四小学校



○宗岡中学校



【資料 2 - 1】

志木市立秋ヶ瀬運動場施設管理運営実績
(数値は旧施設分を含む)

項 目		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用 者 数 ・ 利 用 料 収 入	年間利用者数	141,876 人	154,876 人	125,968 人
	団体件数	7,026 件	7,016 件	6,740 件
	団体人数	110,112 人	123,253 人	94,274 人
	個人人数 (内訳別紙)	31,764 人	31,623 人	31,694 人
	年間利用料収入	13,994,050 円	16,935,230 円	15,586,890 円
	利用料収入 (内訳別紙)	12,098,630 円	12,074,720 円	11,292,750 円
	スポーツ事業収入	1,886,900 円	2,988,000 円	2,934,500 円
	雑収入 (コピー代)	8,520 円	44,090 円	9,640 円
	受取地方公共団体補助金	0 円	1,828,420 円	0 円
	体育協会委託費	0 円	0 円	1,350,000 円
指定管理料		57,120,000 円	57,120,000 円	56,620,000 円
収入合計		71,114,050 円	74,055,230 円	72,206,890 円
人 件 費	人件費総額	21,748,044 円	20,375,259 円	18,215,374 円
	正規従業員数	2 人	1 人	1 人
	非正規従業員数	8 人	8 人	5 人
運 営 事 業 費	運営事業費総額	48,738,562 円	54,279,418 円	53,170,582 円
	報酬 (講師への謝礼等)	1,229,000 円	2,208,000 円	2,416,000 円
	旅費交通費	800 円	2,000 円	600 円
	通信運搬費	270,956 円	243,194 円	265,237 円
	消耗品費	2,537,807 円	3,247,550 円	2,957,906 円
	減価償却費	684,927 円	673,102 円	418,801 円
	修繕費	4,353,422 円	7,551,273 円	4,233,988 円
	印刷製本費	0 円	110,500 円	60,040 円
	賃借料	1,695,112 円	1,039,937 円	918,835 円
	燃料費	87,514 円	85,841 円	146,259 円
	委託費	33,184,401 円	34,290,205 円	36,691,776 円
	光熱水費	2,234,941 円	2,387,704 円	1,889,511 円
	租税公課	1,984,500 円	1,887,000 円	2,634,100 円
	保険料	298,918 円	336,235 円	340,073 円
	手数料	176,254 円	216,940 円	197,456 円
	雑費	10 円		
支出合計		70,486,606 円	74,654,677 円	71,385,956 円

【資料２－２】

志木市武道館及び夜間照明施設管理運営実績

項 目		令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者数・利用料収入	年間利用者数	22,591 人	20,984 人	21,994 人
	団体件数	1,316 件	1,322 件	1,276 件
	団体人数	22,591 人	20,984 人	21,994 人
	個人人数	0 人	0 人	0 人
	(内訳別紙)			
	年間利用料収入	1,129,350 円	1,167,480 円	1,144,660 円
	利用料収入（団体利用料のみ）	1,129,350 円	1,167,480 円	1,144,660 円
指定管理料（武道館のみ）		860,865 円	1,203,510 円	902,632 円
人件費	人件費総額	※	※	※
	正規従業員数	※	※	※
	非正規従業員数	※	※	※
運営事業費	運営事業費総額	994,227 円	1,027,034 円	1,041,182 円
	報酬（講師への謝礼等）	0 円	0 円	0 円
	旅費交通費	0 円	0 円	0 円
	通信運搬費	※	※	※
	消耗品費	※	※	※
	減価償却費	0 円	0 円	0 円
	修繕費	0 円	15,400 円	34,100 円
	印刷製本費	※	※	※
	賃借料	※	※	※
	燃料費	※	※	※
	委託費	429,000 円	429,000 円	429,000 円
	光熱水費	474,843 円	489,267 円	483,429 円
	租税公課	90,384 円	93,367 円	94,653 円
	保険料	※	※	※
	手数料	※	※	※
	雑費	※	※	※

※印の値は、前指定期間に一括管理としていた市民体育館と分離困難であるため標記しない。

【資料3】

志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設 管理運営体制

〔従業員配置〕

- (1) 指定管理者は、志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設の管理運営を統括する館長（所長）を置くこと。館長は、志木市立秋ヶ瀬運動場施設に配置するものとし、志木市武道館及び夜間照明施設について、個別に館長を配置することを要しない。
- (2) 館長を含む施設の管理運営に従事する従業員について適正に配置すること。
- (3) 志木市立秋ヶ瀬運動場施設の利用時間のうち、午前8時30分から午後9時までの時間帯（以下「必須配置時間帯」という。）については、受付、案内、施設の点検、緊急時対応その他管理運営上必要な業務を適正に行うことができる人員を配置すること。必須配置時間帯以外の時間帯における人員の配置については、教育委員会と協議の上、指定管理者の判断により行うものとする。
- (4) 志木市武道館及び夜間照明施設については、利用に支障がないと認める場合においては、人員を配置しないことができる。

〔従業員体制（例）〕

午前8時30分から午後5時まで（昼勤）

従業員3人…内訳	正規従業員	1人
	非正規従業員（週3～4日・7時間勤務）	2人

午後5時から午後9時まで（夜勤）

従業員2人…内訳	正規従業員	0～1人
	非正規従業員（週3～4日・4時間勤務）	1～2人

【資料４－２】

過去３か年の主な施設利用状況

単位：人

施設名称		令和５年度	令和６年度	令和７年度
スポーツセンター (旧施設)	専用利用（和室）	15	21	114
	専用利用（多目的）	11,153	10,824	2,077
	専用計	11,168	10,845	2,191
	個人利用（多目的）	819	898	176
	小計	11,987	11,743	2,367
総合運動場	運動場	24,673	26,249	9,071
	テニスコート	16,806	16,983	17,156
	小計	41,479	43,232	26,227
運動公園	少年野球場	17,040	12,606	14,594
	野球場	19,015	19,717	21,972
	ソフトボール場	16,622	22,833	30,481
	サッカー場	4,941	9,030	2,990
	少年サッカー場	8,068	8,388	7,095
	タッチラグビー場	8,585	13,585	5,880
	テニスコート	4,860	4,704	6,408
	パークゴルフ場	9,279	9,038	7,954
	小計	88,410	99,901	97,374
武道館		14,439	12,279	11,948
夜間照明		8,152	8,705	10,046
合計		164,467	175,860	147,962

【資料４－３】

過去３か年の主な施設利用料内訳

単位：円

施設名称		令和５年度	令和６年度	令和７年度
スポーツセンター (旧施設)	専用利用（和室）	12,110	7,840	2,520
	専用利用（多目的）	790,890	767,090	155,300
	専用計	803,000	774,930	157,820
	個人利用（多目的）	135,560	141,550	30,630
	小計	938,560	916,480	188,450
総合運動場	運動場	500,670	481,290	488,960
	テニスコート	3,891,650	3,950,010	3,879,620
	小計	4,392,320	4,431,300	4,368,580
運動公園	少年野球場	298,760	296,000	350,500
	野球場	798,730	778,150	865,650
	ソフトボール場	503,430	504,910	635,270
	サッカー場	174,660	187,200	182,060
	少年サッカー場	249,970	242,530	274,270
	タッチラグビー場	215,960	222,900	216,980
	テニスコート	1,130,140	1,157,120	1,305,960
	公園専用計	3,371,650	3,388,810	3,830,690
	パークゴルフ場	3,396,100	3,338,130	2,905,030
	小計	6,767,750	6,726,940	6,735,720
武道館		324,910	303,340	285,160
夜間照明		804,440	864,140	859,500
合計		13,227,980	13,242,200	12,437,410

【資料5】

志木市立秋ヶ瀬運動場施設利用料金

(1) 専用利用料金

(単位：円)

【秋ヶ瀬スポーツ・コミュニティセンター】

名称	利用区分 種別	午前 9 時 ～ 午前 1 1 時	午前 1 1 時～午後 1 時	午後 1 時 ～ 午後 3 時	午後 3 時 ～ 午後 5 時	午後 5 時 ～ 午後 7 時	午後 7 時 ～ 午後 9 時
マルチルーム A	一般・学生	860	860	860	860	860	860
	児童・生徒	430	430	430	430	430	430
マルチルーム B	一般・学生	840	840	840	840	840	840
	児童・生徒	420	420	420	420	420	420
マルチルーム C	一般・学生	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230
	児童・生徒	610	610	610	610	610	610
マルチルーム D	一般・学生	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180
	児童・生徒	590	590	590	590	590	590
多目的ホール	一般・学生	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030
	児童・生徒	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010

【秋ヶ瀬総合運動場】

施設名	種別 利用区分	午前 6 時～ 午前 9 時	午前 9 時～ 午前 1 1 時	午前 1 1 時 ～ 午後 1 時	午後 1 時～ 午後 3 時	午後 3 時～ 午後 5 時	午後 5 時～ 午後 7 時
総合運動 場	一般・学生	※2,970 (1,980)	1,980	1,980	1,980	1,980	1,980
	児童・生徒	※1,430 (990)	990	990	990	990	990
テニスコ ート(オム ニ)	一般・学生	※1,870 (1,210)	1,210	1,210	1,210	1,210	1,210
	児童・生徒	880 (660)	660	660	660	660	660

※ 3 時間の利用料金。かっこ () 内は 2 時間料金となります。

【秋ヶ瀬運動公園】

施設名	種別 利用区分	午前 6 時～ 午前 9 時	午前 9 時～ 午前 1 1 時	午前 1 1 時 ～ 午後 1 時	午後 1 時～ 午後 3 時	午後 3 時～ 午後 5 時	午後 5 時～ 午後 7 時
野球場	一般・学生	※1,320 (880)	880	880	880	880	880
	児童・生徒	※660 (440)	440	440	440	440	440
少年野球 場	一般・学生	※1,320 (880)	880	880	880	880	880
	児童・生徒	※660 (440)	440	440	440	440	440
ソフトボ ール場	一般・学生	※1,320 (880)	880	880	880	880	880
	児童・生徒	※660 (440)	440	440	440	440	440

タ ッ チ ラ グ ビー 場	一般・学生	※1,320 (880)	880	880	880	880	880
	児童・生徒	※660 (440)	440	440	440	440	440
サ ッ カ ー 場	一般・学生	※1,320 (880)	880	880	880	880	880
	児童・生徒	※660 (440)	440	440	440	440	440
少 年 サ ッ カ ー 場	一般・学生	※1,320 (880)	880	880	880	880	880
	児童・生徒	※660 (440)	440	440	440	440	440
テ ニ ス コ ー ト ク レ イ	一般・学生	※1,430 (990)	990	990	990	990	990
	児童・生徒	※990 (440)	440	440	440	440	440

※ 3 時間の利用料金。かっこ () 内は 2 時間料金となります。

(2) 個人利用料金

(単位 : 円)

【秋ヶ瀬スポーツ・コミュニティセンター】

マルチルーム A、マルチルーム B、マルチルーム C、 マルチルーム D 及び多目的ホール	一般・学生	2 時間につき 2 5 0 円
	児童・生徒	2 時間につき 1 2 0 円

【秋ヶ瀬運動公園】

施設名	種別	利用料金
パークゴルフ場 (2 時間)	一般・学生	330
	児童・生徒	220
パークゴルフ場 (4 時間)	一般・学生	550
	児童・生徒	330
パークゴルフ場 (1 日)	一般・学生	1, 210
	児童・生徒	550

備考

- (1) 「児童・生徒」とは、義務教育諸学校に在学する者をいう。
- (2) 市外居住者 (市内に住所もしくは勤務場所を有する者又は市内に所在する学校に在学する者以外の者をいう。以下同じ。) 又は市外居住者を主たる構成員とする団体に係る利用料金は、これらの表に定める金額に、それぞれ当該金額の 1 0 0 パーセントに相当する額を加えた額とする。
- (3) 野球場、テニスコート及びソフトボール場の専用利用料金については、一面分の利用料金とする。
- (4) 利用料金を計算する場合において、10 円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。

様式 1

第 5 号様式(第 4 条関係)

志木市秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設指定管理者指定申請書

年 月 日

志木市教育委員会教育長 様

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

印

指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別紙様式

指定管理者の指定に係るグループによる申請書

- 1 志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設に係る指定管理者の募集に、下記のとおりグループで申請します。

〔グループの名称〕_____

- 2 下記の者を代表者と定め、次の権限を委任します。

〔代表者〕_____

記

- 1 グループ構成員

代表者	所在地	
	法人等名	
	代表者氏名	
	電話番号	
構成員	所在地	
	法人等名	
	代表者氏名	
	電話番号	
構成員	所在地	
	法人等名	
	代表者氏名	
	電話番号	

- 2 代表者への委任事項

(1) 志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設の指定管理者申請関係書類の作成及び提出に関する事項

- (2) 指定管理者候補者選定に関する面接審査への出席に関する事項

法人等名
代表者氏名 印

法人等名
代表者氏名 印

法人等名
代表者氏名 印

* 構成員の数によって行数は調整してください。

* 「グループの協定書又はこれに準ずる書類」(様式は任意)を添付してください。

(申請書添付)

志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設
指定管理者指定申請書提出書類等一覧

団体等名

No	書 類 名	様 式	チェック
1	団体等の定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類		
2	団体等の決算関係書類（過去3カ年度の損益計算書、事業報告書、資金収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類）		
3	団体等の予算関係書類（過去1カ年度の事業計画書、資金収支計算書、又はこれらに準ずる書類）		
4	就業規則（36協定等含む、その他団体等の諸規定類）		
5	団体等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（社会保険の算定基礎届及び適用通知書の写し、労働保険の労働保険概算・確定保険料申告書及び成立届の写し）		
6	設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体等の概要がわかるもの		
7	法人にあっては、過去2年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、法人市町村民税、固定資産税及び消費税（地方消費税を含む）の納税証明書、法人以外の団体にあっては、代表者の申告所得税及び消費税（地方消費税を含む）の納税証明書並びに市町村税に滞納がないことを証明する書類		
8	役員の名簿及び履歴を記載した書類		
9	類似施設における業務実績を記載した書類（原則として過去5年間を対象として記載）		
10	誓約書	様式2	
11	事業計画書	様式3	

※提出する書類の項に不備がないかどうか確認し、チェック欄に○印を記入してください。
また、様式が定められた項目については、様式に記載して提出してください。

様式 2

誓 約 書

年 月 日

志木市教育委員会教育長 様

申請者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者氏名

印

このたび志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設指定管理者の指定申請に当たり、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。

記

- (1) 志木市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている団体
- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている団体等
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (4) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体等
- (5) その代表者等（法人にあつてはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあつてはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である団体等
- (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税、地方消費税又は市町村税を滞納している団体等

※ グループによる申請の場合は、構成員ごとに作成してください。

様式 3

志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設の管理運営に係る事業 計画書

団体等名 _____

- (ア) 管理運営方針
- (イ) 管理運営体制
- (ウ) 平等な利用の確保
- (エ) 利用者のトラブルの未然防止と対処方法
- (オ) 施設設備の維持管理計画
- (カ) 利用料金の設定方針
- (キ) 緊急時対策
- (ク) 利用促進計画（利用者数及び利用率の目標設定を含む。）
- (ケ) 収支計画
利用料金収入の予測及び管理運営経費の4年7か月間の計画を作成すること
(注) 光熱水費については、募集要項第5項（2）②に定める精算規定が適用されること
を踏まえ、実態に即した計画を作成すること。
- (コ) 主催事業等計画
- (サ) 個人情報保護の方針及び保護措置
- (シ) モニタリング計画
- (ス) 環境方針（環境への配慮）

※ 必要に応じて、表や図を別紙として添付してください。

※ 用紙のサイズはA4判とし、ページ数について制限はありません。

様式 4

志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設
指定管理者募集要項の内容等に関する質問書

法人等名		
担当者名		
連絡先	電 話	
	F A X	
	電子メール	

質 問 事 項	質 問 内 容

※「質問事項」欄には募集要項の項目名を記入してください。